

# 盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定

(警察庁交通局交通企画課)

## 1. 制度の概要

道路交通法第 14 条第 1 項の規定により目が見えない者が道路を通行するときに帯同する盲導犬は、同法施行令第 8 条第 2 項の規定により国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬とされている。

## 2. 指定、登録等の基準

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)

(目が見えない者等の保護)

第 8 条 (略)

2 法第 14 条第 1 項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 31 条第 1 項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則(平成 4 年国家公安委員会規則第 17 号)

(指定の基準等)

第 1 条 道路交通法施行令第 8 条第 2 項の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 盲導犬として必要な訓練をする業務又は盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務(以下「盲導犬訓練業務等」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 盲導犬訓練業務等を行うための施設が次のいずれにも該当するものであること。

イ 盲導犬訓練業務等を行う者(以下「訓練士等」という。)として盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が置かれていること。

- 盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な設備を備えていること。
- 三 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 四 盲導犬訓練業務等以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(1)財団法人 日本盲導犬協会	昭和 53 年 12 月	神奈川県横浜市港北区新 吉田町 6001 番 9 (045-590-1595)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(2)財団法人 アイメイト協会	昭和 53 年 12 月	東京都練馬区関町北 5 丁 目 8 番 7 号 (03-3920-6162)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(3)公益財団法人 北海道盲導犬協 会	昭和 53 年 12 月	北海道札幌市南区南三十 条西 8 丁目 1 番 1 号 (011-582-8222)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(4)財団法人 東日本盲導犬協 会	昭和 53 年 12 月	栃木県宇都宮市福岡町 1285 番地 (028-652-3883)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。

(5)財団法人 中部盲導犬協会	昭和 53 年 12 月	愛知県名古屋市港区寛政 町 3 丁目 41 番地 1 (052-661-3111)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(6)社会福祉法人 日本ライトハウ ス	昭和 53 年 12 月	大阪府大阪市鶴見区今津 中 2 丁目 4 番 37 号 (06-6961-5521)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(7)財団法人 関西盲導犬協会	昭和 58 年 8 月	京都府亀岡市曾我部町犬 飼未ヶ谷 18 番地 2 号 (0771-24-0323)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(8)財団法人 九州盲導犬協会	平成 元 年 1 月	福岡県福岡市中央区荒戸 3 丁目 3 番 39 号 (092-714-3169)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。
(9)社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	平成 16 年 7 月	兵庫県神戸市西区押部谷 町押部 24 (078-995-3481)	道路交通法施行令第 8 条第 2 項の 盲導犬として必要な訓練の実施や 盲導犬として必要な訓練を受けて いることの認定を適正かつ確実に 行うことができる法人と認められ たため。

4 . 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし

## 5 . 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定：50,000 円	人件費、物件費その他の経費から算出

平成 22 年 3 月現在、盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務を実施しているのは、3 . (1)、(3)、(5)及び(7)である。

平成 22 年 3 月現在、盲導犬の訓練について料金等は徴収していない。

## 6 . 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度) 改善すべき事項は特になし。

## 7 . 政策評価

平成 23 年度末までに実施予定